

緊急事態措置期間

(8月2日～8月31日)

※8月17日現在

大阪府内の飲食店約10万店舗を
外観等(20時～21時30分)で
営業時間短縮への協力状況を確認

法第45条第2項に基づく要請の手続き

個別店舗へ
の要請
(事前通知)
463店舗

外観
確認

個別店舗
への要請
(通知)
189店舗

法第45条第3項に基づく命令の手続き

営業時間
短縮命令
(事前通知)
46店舗

実地
調査

弁明の機
会の付与
(2W)
46店舗

営業時間
短縮命令
(通知)

店舗への現地
確認(命令違
反の確認)

地方裁判
所へ通知
(過料)

※緊急事態宣言中(4/25～5/31) ⇒ 裁判所へ通知済

11店舗

//

(6/1～6/20) ⇒ 裁判所へ通知済

1店舗

裁判所へ通知に向け協議中

20店舗